

令和8年執行
衆議院(小選挙区選出)議員選挙

公費負担経費請求の手引
(候補者届出政党 持込み方式政見放送)

令和8年1月



東京都選挙管理委員会事務局

この手引は、候補者届出政党の選挙運動のうち持込み方式政見放送の費用を公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明し、併せて届出に必要な様式等について記載しています。

この手引を十分活用され、滞りなく届出や請求手続等が完了するようお願いいたします。

公費負担の請求は、候補者届出政党と契約をした事業者等が行いますので、事業者の方に請求書等の様式及び記載例等については東京都選挙管理委員会事務局ホームページ（掲載場所は以下のURLを参照のこと）からダウンロードしてお使いいただくようお伝えください。なお、経費の請求は3月9日（月）までにお願いいたします。

〔請求書等の様式及び記載例等の掲載場所〕

https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/application/shuu_youshiki_tebiki

東京都選挙管理委員会事務局

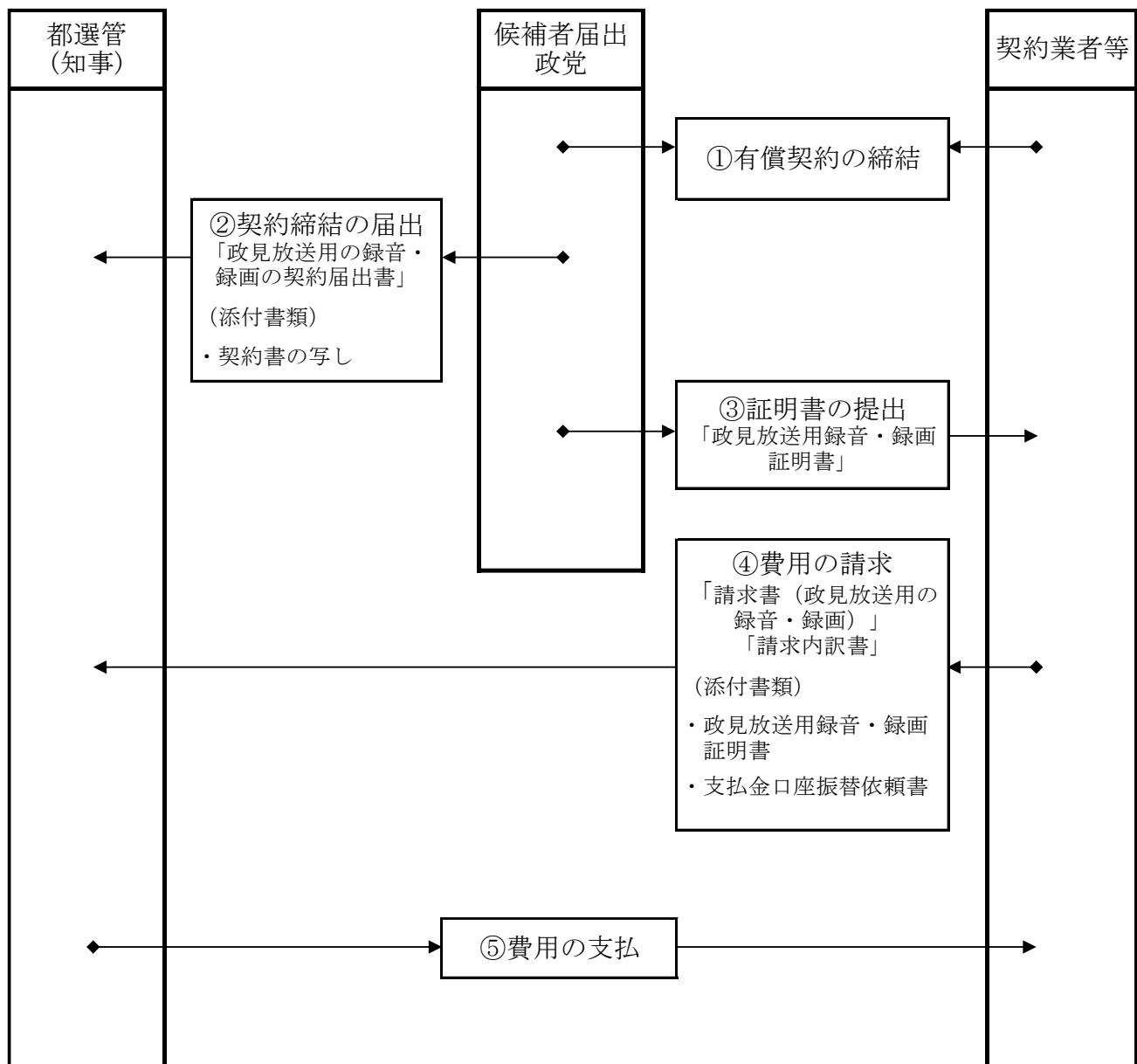
東京都選挙管理委員会事務局

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第一庁舎北塔40階

電話：03-5321-1111

03-5000-7259（ダイヤルイン）

1 持込み方式政見放送公費負担手続図



2 書類作成全般の注意事項

書類作成にあたっては、以下の2点に御留意願います。

- ・修正が生じた場合は、修正内容が分かるよう、**修正液・修正テープ等を使用せず**、二重線を引いてその上から**訂正印**を押してください。

訂正印は、**契約書で使用している印**を御使用ください。

修正液・修正テープ等を使用されている場合、書類の再提出をお願いする場合がございますので御注意願います。

- ・文書の改ざん防止のため、「消せるボールペン」や鉛筆等、**修正が容易にできる筆記用具の使用をご遠慮くださいますよう**お願いいたします。

「消せるボールペン」等を使用されている場合、書類の再提出をお願いする場合がございますので御注意願います。

3 持込みテープ（録音）、持込みビデオ（録画）による政見放送公営制度について

（1）公費負担の対象

日本放送協会及び総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備により政見を放送するため、録音又は録画及びその複製に要した費用。複製については日本放送協会及び総務大臣が定める基幹放送事業者に持込む必要がある本数を上限とします。

（2）公費負担の限度額…税込

① ラジオの場合

・録音に要した費用	… 1種類の単価	226,000円
・複製に要した費用	… 1本につき	2,000円

② テレビの場合

・録画に要した費用	… 1種類の単価	2,873,000円
・複製に要した費用	… 1本につき	34,000円

※ 録音又は録画がそれぞれ2種類ある場合には、その種類ごとの当該要した金額と公費負担の限度額とのうちいずれか少ない金額を合計した金額について請求することができます。

日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画に係る金額については、東京都に支払を請求することはできません。

- 同一業者で1種類の録音ディスクを製作し、3つの放送局それぞれに正副2本ずつ(計6本)提出した場合、複製本数は5本が限度となります。
※録音に要した費用(製作費)226,000円に録音ディスク1本分の製作費がすでに含まれているため。
- 同一業者で2種類の録画ディスクを製作し、2つの放送局それぞれに2種類を、正副2本ずつ(計8本)提出した場合、複製本数は6本が限度となります。
※録画に要した費用(製作費)2,873,000円に録画ディスク1本分の製作費がすでに含まれているため。

(3) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者届出政党は、その業とする者（以下「業者」という。）との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者届出政党の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 候補者届出政党と録音又は録画を業とする者との契約であること
- ・ 有償契約であること
- ・ 契約金額（単価の記載を含む）の記載があること
- ・ 納入期限の記載があること
- ・ 品名、規格、数量、契約番号等の記載があること
- ・ 契約年月日の記載があること

※ 契約書は、契約事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

② 契約締結の届出…様式衆政見放送1

契約を締結した候補者届出政党は、立候補届出後に「政見放送用の録音・録画の契約届出書」により契約書の写しを添えて、東京都選挙管理委員会（以下「都選管」という。）に届け出る必要があります。

※ 届出書の日付は、公示日（1月27日）以降の日付で御提出ください。

③ 証明書の交付…様式衆政見放送2

候補者届出政党は、政見を放送するために、録音又は録画及びその複製に要した費用の実績に基づいて「政見放送用録音・録画証明書」を作成し、事業者に提出する必要があります。

なお、この証明書は、事業者が東京都に請求をする際に、添付する必要がありますので録音テープ又は録画ビデオの製作後、必ず事業者に交付してください。

※ 証明書の日付は、公示日（1月27日）以降の日付で御提出ください。

※ 同一種類の録音又は録画について二以上の都道府県において放送された場合には、録音又は録画に要した金額については、候補者届出政党が当該録音・録画の契約単価を届け出た一の都道府県のみに支払を請求することができます。

④ 費用の請求…**衆一政見放送**

費用の請求は、候補者届出政党と契約をした事業者が行います。

事業者が都選管に提出する書類は、以下5点です。

【事業者が作成する書類】

- ・「請求書（政見放送用の録音・録画）」
- ・「請求内訳書」
- ・「支払金口座振替依頼書」

【候補者届出政党から交付された書類】

- ・「政見放送用録音・録画証明書」

様式・手引は都選管ホームページからダウンロードいただけます。

請求書類は3月9日（月）までに**都選管**にて提出くださいますようご案内願います。

⑤ 費用の支払

費用の支払については東京都から事業者に対し直接お支払いたしますが、支払までに相当の日数を要しますので、その旨をあらかじめご説明願います。